

(資料十)

令和六年二月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

島根県退職手当基金条例	1
島根県県税条例の一部を改正する条例	1
島根県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例	2
島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例等の一部を改正する条例	3
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営 に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	5

第81号議案

島根県退職手当基金条例

1 提案理由

職員等の退職手当の支給に要する経費に充てるため、基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 設置

職員の退職手当に関する条例の規定（市町村立学校の教職員の給与等に関する条例においてその例による場合を含む。）に基づく退職手当の支給に要する経費に充てるため、島根県退職手当基金（以下「基金」という。）を設置すること。

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めること。

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管すること。

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れること。

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第82号議案

島根県県税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律案が国会に提出されたことに伴い、不動産取得税の税率の特例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 改正の内容

ア 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税について、100分の4の税率を100分の3とする特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長すること。

イ その他規定の整理

(2) この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が令和6年3月31日までに公布されないときは、その効力を失うこと。

(3) この条例は、(2)の場合を除き、改正法による改正後の法律の規定の内容が当該規定に対応するこの条例による改正後の条例の規定の内容と異なることとなるときは、廃止するものとする。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。ただし、2の(2)及び(3)については、公布の日から施行する。

第83号議案

島根県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

電磁的方法の定義に係る規定の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

第84号議案

島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行等に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 改正の内容

ア 管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所等に限らないことを明確化すること。

イ 訪問介護事業者等は、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合は、その態様等を記録しなければならないこと。

ウ 短期入所生活介護事業者等は、身体的拘束等の適正化のための措置を講じなければならないこと。

エ 介護サービス事業者等は、原則として、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないこと。

オ 短期入所生活介護事業者、特定施設入居者生活介護事業者、介護保険施設等は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的を開催しなければならないこと。

カ 生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る看護職員及び介護職員の配置基準を緩和すること。

キ 特定施設入居者生活介護事業者は、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないこと。

ク 介護保険施設等の協力医療機関の要件を定めること。

ケ 介護保険施設等は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならないこと。

コ 福祉用具貸与事業者及び特定福祉用具販売事業者は、福祉用具貸与

及び特定福祉用具販売のいずれにも該当する福祉用具の提供に当たって利用者等への説明等を行うものとする。

サ 福祉用具専門相談員は、モニタリング結果を記録し、居宅介護支援事業者へ報告しなければならないこと。

シ みなし指定を受けた訪問リハビリテーション事業所及び通所リハビリテーション事業所の医師の配置基準を緩和すること。

ス 医師等は、医療機関から退院した利用者に係るリハビリテーション計画書の作成に当たっては、当該医療機関におけるリハビリテーションの情報を把握しなければならないこと。

セ 離島振興対策実施地域又は過疎地域に所在する小規模な介護老人福祉施設等について、当該施設又は当該施設に併設する通所介護事業所等の医師等の配置基準を緩和すること。

ソ 居宅療養管理指導に係る虐待の防止及び業務継続計画の策定等に係る経過措置期間を3年間延長し、令和9年3月31日までとすること。

タ ウ、オ、キ及びクについて所要の経過措置を定めること。

チ その他指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正

ツ その他規定の整理

(2) 改正を要する条例

条 例 の 題 名	改正の内容
島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	アからスまで及びタ（クに係るものを除く。）からツまで
島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	アからコまで、シ、ス及びタ（クに係るものを除く。）からツまで
島根県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	ア、エ、ク、ケ及びツ
島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	ア、ク、ケ、タ（クに係るものに限る。）及びツ
島根県特別養護老人ホームの設備及び	オ、ク、ケ、セ及びタ（オ

運営に関する基準を定める条例	及びクに係るものに限る。)からツまで
島根県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	ア、エ、オ、ク、ケ、セ及びタ(オ及びクに係るものに限る。)からツまで
島根県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	ア、エ、オ、ク、ケ及びタ(オ及びクに係るものに限る。)からツまで
島根県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	ア、エ、オ、ク、ケ及びタ(オ及びクに係るものに限る。)からツまで
島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	ソ

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。ただし、2の(1)のツの一部については公布の日から、2の(1)のア(訪問看護に係るものに限る。)、イ(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び通所リハビリテーションに係るものに限る。)、シ、ス、チの一部及びツの一部については令和6年6月1日から、2の(1)のエについては令和7年4月1日から施行する。

第85号議案

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令等の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援に係る管理者について、事業所の管理上支障がない場合には、同一敷地内等に限らず、他の事業所等の職務に従事することができるものとする。

イ 障害福祉サービス事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

ウ 生活介護及び自立訓練（機能訓練）の人員配置基準に言語聴覚士を加えること。

エ 病院及び診療所並びに介護保険法に基づく通所リハビリテーション事業者が行う共生型自立訓練（機能訓練）又は基準該当自立訓練（機能訓練）の事業に関して満たすべき基準を定めること。

オ 就労選択支援の創設に伴う規定の整備

カ 自立生活援助事業所における常勤専従のサービス管理責任者の配置基準を利用者60人につき1人以上とすること。

キ 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議（利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会をいう。以下同じ。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこと。

ク 指定共同生活援助事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならないこと。

ケ その他指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正

コ その他規定の整理

(2) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向等

の定期的な確認（以下「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならないこと。

イ 指定障害者支援施設について(1)のイ、ウ、キ及びクに同じ。

ウ その他指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等の改正

(3) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

ア 就労選択支援の創設に伴う規定の整備

イ 就労移行支援事業所の利用定員を20人以上から10人以上とすること。

ウ 障害福祉サービス事業について(1)のイ及びウに同じ。

エ その他障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の改正

オ その他規定の整理

(4) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

障害者支援施設について(2)に同じ。

(5) 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 児童発達支援の一元化並びに児童発達支援の人員及び設備に関する基準における障害児、難聴児及び重症心身障害児の区分の一元化に伴う規定の整備

イ 障害児通所支援事業所の管理者について(1)のアに同じ。

ウ 指定障害児通所支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこと。

エ その他指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正

オ その他規定の整理

(6) 島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設の管理者

は、15歳以上の入所児童について、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画を作成し、同計画に基づき移行支援を進めなければならないこと。

イ 指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設について(5)のウに同じ。

ウ 指定福祉型障害児入所施設について(1)のクに同じ。

エ その他指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正

オ その他規定の整理

(7) 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

ア (5)のアに同じ。

イ その他規定の整理

(8) (1)のキ、(2)のア及び(5)のアについて所要の経過措置を定めること。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。ただし、2の(1)のオ、(3)のア、(5)のオの一部及び(6)のオの一部については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第1条第4号の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。